

防府市高齢者保健福祉推進会議設置要綱

平成13年3月1日制定

(目的)

第1条 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の推進並びに計画の見直しについて、広く市民の意見を反映させるため、防府市高齢者保健福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の推進並びに計画の見直しに関すること。
- (2) 高齢者保健福祉施策の総合的な推進に係る提言に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、公募の手続きにより決定した者並びに学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、サービス利用関係者及び行政関係者のうちから市長が文書により依頼する。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年3月1日から施行する。
- 2 この要項の施行日において委員である者の任期は、第6条第1項にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。